

坊守問題が意味するもの

男女平等参画をめざして

親鸞聖人七百五十回御遠忌の本年、特に京都では「親鸞展」をはじめとして関連の催しが目白押しである。真宗大谷派（東本願寺）では「カフェあいあう」が開設され、「同朋社会の顕現」をめざす同派の解放運動や非戦・平和運動を伝える展示や、シンポジウム、公開講演会、ミニコンサートなどが催された。私は5月10日にその中の一つ、女性室公開講座に参加するとともに、展示コーナーでは「男女両性で形づくる教団をめざして」を中心に見学した。

真宗大谷派では、女性が宗門の運営や活動に積極的に参画することを期して1996年12月12日「女性室」が開設され、以来14年間にわたり、「男女平等参画」の視点から宗門における性差別の課題に取り組んできた。「男女両性で形づくる教団をめざして」展示では、近代明治以降、女性たちが「忍従をもって女性の美德とする」ことを教化され、結果として男性中心の教団機構を従属的に補完することになった歴史が振り返られた。また女性の得度および住職就任への道のりと、教団における女性の参画の現状や「坊守」（住職の配偶者）問題にも触れられている。なかでも興味深いのは、七百五十回御遠忌の記念事業として制作された『女と男のあいあうカルタ』である。一部紹介してみよう。㊦「後継ぎはまず長男と思わせれ」、㊧「産まれないのは女のせいと決めつけて」、㊨「お世継ぎを産むだけじゃない私の役目」、し「住職の子守りじゃないのよ坊守は」、㊩「世襲制寺は一体誰のもの」、㊪「脱ぎ捨てた服（衣）は自分でたたんでね」、㊫「やめました良妻賢母と縁の下」、㊬「ルビーも真珠もいらぬわ時間と居場所がほしいのよ」等々。坊守たちの本音が伝わってくるものばかりである。

世間では「男女共同参画」という言葉が一般的であるが、女性室の広報誌『あいあう』や展示などでは「男女平等参画」が用いられていることに注目したい。『あいあう』17号（2005年6月）によれば、この表現にした理由は「単にこれまでの男性主導型の教団のあり方にどう女性が参加するかということではなく、宗門に関わる一人ひとりが、性別による固定的役割分担を超えて対等な立場において宗門の活動に参画し、そこから御同朋・御同行として真に平等なる関係を、教団及び今日社会に回復していきたいという願いから」である。実は「男女共同参画」という言葉は、ジェンダー研究者にも評判がよくない。男女それぞれの特性を生かして（性別特性論に基づく性別役割分業体制で）、お互いに協力し合ってやっていこうというイメージがどうしても拭いきれないからである。「男女共同参画」の英訳はジェンダーイコール、すなわち「男女平等」であるから、本来は「男女平等参画」の方が正しい表現と言えるのである。真宗大谷派女性室がこの「男女平等参画」にこだわる理由には、坊守制度という真宗教団の抱える歴史的背景があると思われる。

坊守の性別規定をめぐる

宗祖親鸞聖人が恵信尼を妻としていたことを根拠として、真宗では僧侶の結婚が公認されてきた。真宗寺院は婚姻関係に基づく夫（住職）と妻（坊守）のペアで運営され、女性は坊守と

して住職の補佐的な役割を果し、また世襲による子孫相続の下、後継者としての子どもを産むことが第一の使命とされてきた。実質的には出家教団においても僧侶の妻（寺族）は同様の役割を課されているが、建前上は、本来いるはずのない言わば影の存在であるから宗規上も曖昧にされている。逆に真宗教団においては、婚姻によって僧侶の妻が自動的に「坊守」とされ、男性住職と女性坊守という強固な性別役割分業が制度化されているのである。そこには一種の性差別が看取される。単に婚姻関係にあるというだけで自動的に坊守になってしまうために、女性の主体的な「選び」が希薄である。また住職が死亡するなど婚姻関係がなくなった途端に坊守ではなくなり、特に後継者たる子どもがいない場合は肩身の狭い思いをすることがしばしばである。坊守の仕事はシャドウワークであることが多く、それは主婦労働がなかなか公に評価されないのと同じ構造である。

真宗大谷派では1991年によく、制限付きで女性の住職就任が認められ、1996年には寺院教会条例の改正により「卑属系統」を条件に男女どちらにも住職の道が開かれることとなる。そうすると今度は女性住職と結婚する男性の扱いが問題となった。「男性坊守はありうるか」ということである。考えてみれば、他宗においても「牧師夫人」「教会長夫人」という言葉はあるが、「牧師夫」や「教会長夫」というのは聞いたことがない。

結局、男性坊守をめぐるのは、さまざまな議論の末（この議論のプロセス自体がまた大変意義深いものである）、2008年6月宗議会において「寺院教会条例の一部を改正する条例」が可決され、男性の坊守が認められることとなった（配偶者がいない場合は、20歳以上の寺族から坊守を選ぶ）。またこれまで住職の退任や死亡により、坊守も直ちに前坊守となったが、次の住職・教会主管者が任命されるまでは坊守のままではいられるようになるなど、幾つかの変更点がある（女性室広報誌『メンズあいあう』第3号、2008年9月を参照）。

しかし、たまたま女性住職と結婚した男性がサラリーマンだったとしよう。その男性は自動的に坊守としての任務を課されることに違和感を覚えないだろうか。おそらくは会社の仕事も忙しいし、坊守となることに、そう簡単にYesとはいえないだろう。従来、住職と結婚する女性には、そのような選択肢はなかった。「寺に嫁に来たのだから当然だ」という思いが本人にも周囲にもあった。そうして男性住職の優位性が問題視されず、非対称的な性差別が温存されてきたことが、2008年の改正を経て、逆に明確になったのである。また坊守の性別規定がなくなったとはいえ、寺の運営・継承は相変わらず婚姻制度に基づいている。果して、独身や同性愛の人たちは、寺院運営・継承に参画できないのであろうか。坊守問題は、婚姻制度や異性愛主義、世襲制の問題をも内包していると言えよう。

参考文献

女性と仏教 東海・関東ネットワーク編『仏教とジェンダー』朱鷺書房、1999年。
同編『ジェンダーイコールな仏教をめざして』朱鷺書房、2004年。
川橋橋子「他宗からみた真宗教団一女性たちの対話から」真宗大谷派女性室『メンズあいあう』第5号、2010年6月。